

(講演)

## 法学教育と地方行政

赤崎 義則  
(鹿児島市長)

以下は、一九九六年二月八日に鹿児島大学で催された講演会の記録である。本講演会は、鹿児島大学における法学教育に対する外部評価の一環として行われた。講師に、赤崎義則鹿児島市長を迎え、種々の提言をいただいた。

はじめに

ご紹介をいただきました、鹿児島市長の赤崎でございます。お話をする柄でもございませんが、鹿児島市政の中でいろんな面でお世話になっております別府先生がこの前来られて、どうしても話を、ということでもございましたので、市政への協力を断られたら困ると考え、お引受けいたしました。また、今日は辰村先生もおいででございますが、先生には、留学生の問題、あるいは私ども市政と大学との関係など、いろいろなこととお世話になっているところでございます。今、ご紹介をいただきましたように、私は戦時中に陸軍士官学校に入学いたしました。そして終戦になり帰ってきました。その年の一〇月に農学部の前身である農林専門学校に転入をいたしましたところですが、従いまして、一般の人は三年で卒業するところを、私は二年半在学し、卒業後、市役所にお世話になったところですが、市役所ではちょうど二〇年間、専門の農業部門を担当して参りました。農業の技術部門の課長をしているとき、ある日突然、人事異動で、当時の市長でこの

前亡くなられました末吉元市長から管財課長を命ぜられ、非常にびっくりしました。法律の「ほ」の字も見たことのない、農業専門でやってきた者が、毎日毎日、借地借家法やその他のいろいろな法律の中で、しかも権利関係の輻輳した仕事、また同時に、市役所における財産管理はある意味で最も基本的な業務でありますので、それを正しく執行していくという仕事をやらされたわけであります。以来、私は行政畑の方に転向いたしましたところ です。

私は、管財課長になりました時に、職員にこういうことを申しました。例えば、我々が誰からかお菓子をもらったとします。相手の人は、美味しいので一つ食べてくださいということを持ってこられたのでありますが、もしそのお菓子にかびが生えていたとしても、その次に会った時には、お菓子をくれた人に変なところがとうございました。あのお菓子は美味しいでしたと言います。ところが、こと土地の問題になると、もし我々が誤った処理をした場合、日本国が続く限りその法律上の誤りというものはずっと続いていくわけだから、我々のやる仕事には絶対に誤りがあってはいけない、そういう気持ちでやろうではないかということを最初に職員に申して、全く素人であった私がその後四年間、管財課長をやりました。

ところで本日は、「法学教育と地方行政」という演題をいただきました。地方行政を担当しております現場で長年その実務に携わり、また多くの職員と一緒に仕事をし、あるいは住民に直接触れながら私自身が体験をしてきたこと、感じたことを中心にお話申し上げたいと存じます。皆様の方がむしろ私より理論的には専門家の方がたくさんおられるわけですが、法学教育全般に対して期待すること、とりわけ鹿児島に位置する教育研究機関であります鹿児島大学における法学教育に対して期待することなどをお話申し上げ、時間があれば鹿児島市が抱えております行政課題等についても話し申し上げていきたいと考えております。

## I 地方行政の役割

いわゆる地方行政という言葉がありますが、これは一口で申し上げますと、地方公共団体の行政活動であると考えます。つまり、県や市などの普通地方公共団体、地方自治体が行う行政活動です。地方行政につきましては、ご案内のように昔の帝国憲法の中には規定はありませんでしたが、戦後生まれました新憲法の中では地方自治が非常に大事であるということで、憲法の中に特に一章を設けております。このことが、今日の私どもの地方行政の大きな基盤をなしています。これを受けて地方自治法ができ、以来、今日の地方行政が綿々と続いているところです。

地方行政というのは、ご案内のように都道府県と市町村という二重の構造で行われています。この県と市の役割分担や守備範囲ということにつきましては法令で定められているわけですが、お互いその守備範囲を守りながら地方行政を行っています。また、国と地方団体との関係、地方自治体相互の関係につきましても、法令で定められています。ややとすると、国と地方公共団体、あるいは県と市町村との関係は上下の関係と受け取られがちですが、これは法律が示しておりますとおり、そしてまた、私どももそのように考えておりますとおり、それは上下の関係ではなくお互いに協調の関係にあるということがその基本です。しかしながら、やはり国全体として、あるいは県域全体におきましても、秩序というものが必要ですので、国は地方公共団体に対して、あるいは都道府県は市町村に対して指導をするという役割があります。しかしその指導も、それぞれの団体の権益を侵してはならないということが基本にあるわけです。このことは地方自治の基本法である地方自治法の中にも定められているところです。私どもはこの地方自治法を一番大きな規範としながら仕事をいたしておりますが、この他にも公職選挙法、地方税法、地方財政法、地方公務員法等々数え上げればきりのない位多くの法律に準拠しながら、またこれを守りながら仕事を進めているところです。

また、地方行政には、執行機関と議決機関があります。そして、この執行機関と議決機関の間柄は、いつも車の両輪に例えられているところです。地方自治体の大部分の事務は市でいえば市長や教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会が執行機関として行っています。この議会と執行部を車の両輪とする考え方につきましては、単に二つの車輪が一つの心棒を中心にもたれ合いながらそれぞれの仕事をすることではなくて、それぞれ独立した形でそれぞれの権能を行うわけですが、その目標は地域の自治、あるいは住民の幸せというものを求めているという共通の目的でありますので、その共通の目的に従ってそれぞれの権能を果たしていく、という形での車の両輪というふうにお考えいただければいいのではないかと思っています。そこで、それぞれの市町村には条例の制定権や改廃権があります。また、予算の決定権もあります。また、いろいろな契約を結ぶことも多いわけです。その場合に、執行部だけの権能ではやれない、議会の議決を経なければやれないというものがあるわけです。これらについては、正式に議会の議決を得ないで執行すると、その行政行為は無効になるわけです。例えば、市が土地を購入する場合に、一定の基準以下であれば市長の独自の権限でできますが、ある規模以上の面積の土地、あるいはある金額以上の価格の土地を購入する場合には、市長がこれを購入したいという議案を議会に提案して、議会がそれを議決します。そのことによって、最終的に行政行為として発効するわけです。従いまして、議会の議決を得るまでは、仮契約という形になるわけです。このように、地方自治体が行っております行政行為は国と比較していくつかの特性があります。また、いくつかの困難な面も持っております。そのことについて二、三触れておきたいと存じます。

国が行政を行う場合には、それぞれの法律に基づいて行政を行うわけです。私ども地方行政は、国の法律に加えて、自らが制定している条例にも従わなければならないという面があります。また、県と市町村という立場から申し上げますと、県は国の法律と同時に県の条例に従わなければならない。一方、市には県の条例を受けて定めた市独自の条例もありますので、いくなれば県が二重の足かせになるとすれば、市町村の行政は三重の足かせの中で仕事をしていかなければならな

いわけです。

そういう意味で、市町村行政は、一見単純のようにみえますが、制度的に申し上げると一番複雑な形で行われていると考えてもいいのではなからうかと思っております。

二つ目の、国の行政との大きな違いは、地方行政は総合行政であるということであります。例えば、国はそれぞれの省庁というものがありません。その省庁というものは内閣総理大臣の指揮を受けながらも、それぞれ独立した権限に基づいて仕事を立案し、決定し、執行しています。一つの例を申し上げますと、今日いわれております情報行政について、昭和五八年に郵政省がテレトピア構想を打ち出しました。また、同じ五八年に通産省がニューメディアコミュニティ構想を、また、通産、農水、建設、国土庁が共同で、テクノポリス構想を打ち出しました。さらに昭和六〇年度には農林水産省がグリーントピア構想を打ち出したわけです。これらは、多少の差はありましても、その根本にありますものは情報化の推進という同じ目的を持つているわけです。しかしながら、我々市町村においては、このように同じようなことを別々に打ち出すわけにはいかない。市町村がこれらの施策を出す場合にはすべて総合された形でこれを出していかなければならない。即ち、総合された一つの政策として立案していかなければなりません。そういう意味では、国に比べると、市町村行政は総合的で、ある意味では非常に難しいという点があるわけです。

もう一つ一番大きな違いは、市町村の行政というものは、そこに住む人たちの生活と二四時間密着した形で仕事が進められているということではなからうかと思えます。例えば、一日の生活の中で言いますと、朝、目が覚めたらまず顔を洗う水道と関係がある。そして通勤通学の交通との関係がある。このことはまた、道路行政との関係がある。子供さんが学校に行けば、小中学校との関係がある。あるいは、奥さんが朝ご飯の後始末をされたら、そこからゴミが出る。いろんなものがあるわけです。夜は夜で消防が常時その職務を執行しているわけです。従いまして、おそらく国に対しては、住民の皆さんから直接苦情がいくことはないだろうと思えますが、市町村の行政は常に市民の皆さんからいろいろなことでの

提言もいただいたり、苦情もいただいているところです。昔は、市町村行政を「ゆりかごから墓場まで」と、表現しておりましたが、今や、ゆりかごのその前から、結婚前の婚前教育から、あるいは墓場のその次まで、ずっと市町村行政とは切り離せないのが今日の市民生活です。

また、近頃は、自治体は問題発生の場合であると言う人がおります。私は、問題発生ではなく、住民の皆さんと直に接しながら、住民生活そのものになつてゐるのが地方行政であると、そのように考えています。また後で少し申し上げますが、近年地方分権の流れというものが大きくなつてきました。中には、このことを地方分権ではなくて地方主権であるという人もいます。いずれにいたしましても、地方分権というものは、国の事務の中から住民に密着する事務をより住民に近いところで処理をするという原則を踏まえ、そういう事務を地方に移していくということがあります。従いまして、国から地方に事務を移すという面からいうと地方分権であろうと思いますが、これをもう一歩進めて、本来地方でやるべき事務を地方が行うんだという考えでいけば地方主権というべきであるという考え方もあります。いずれにせよ、今日、国から地方に多くの事務が移されつつあります。これらにつきましては、市民の皆さんも大変関心を持っていただき、そのために、今日、市政に対するいろいろな期待やご要望も多くなつてきているのであらうと思つています。

## II 鹿兒島市政の現状と課題

次に、鹿兒島市の現状、課題、展望といったことについて、少し触れておきたいと思ひます。現在の市町村制が確立されましたのは、明治三二年、市町村制度が施行されたことにその端を発します。鹿兒島市は、この市町村制の発足と同時に市制をされました。昭和四二年に隣の谷山市と合併し、今日、五四万の都市になつています。四二年に合併した当時は人口は、約三八万人でした。四二年から今日までに約一六万人人口が増えました。人口増加が一六万人と申しますと、

今日、鹿屋市の人口が約七九、五〇〇人、川内市が約七三、〇〇〇人で、あわせると一五二、〇〇〇人くらいになりますので、この二〇数年の間に、鹿児島市の人口は鹿屋市と川内市の二つの市を合わせた人口以上に増えたという状況になっています。明治二二年に初めて市制をした時の本市人口は、五六、〇〇〇人でした。当時五六、〇〇〇人と申しますと、全国で六番目の都市でした。九州では、今の百万都市福岡よりもはるかに人口の多い都市でした。これは、鹿児島市が島津藩の城下町として七〇〇年の長い歴史の中で、その当時すでに成熟しつつある街になっていたということによるものであろうかと思えます。今日では、全国に政令指定都市が一二市あり、東京に特別区がありますが、政令市と特別区を除いた全国の市の中で六番目の都市になります。また、市役所の組織をみますと、市長部局で、現在は、五局、二二部、八七課、二四五係あり、職員数は約二三〇〇人です。このほかに、行政委員会、あるいは交通・水道・病院という企業の職員がおりますけれども、一般的な行政事務を行っております職員は先ほど申しましたように、約二三〇〇人程度です。予算の規模で申しますと、平成七年度の当初予算規模は一般会計で約一六七〇億円です。特別会計、これは例えば中央市場とか区画整理の清算事業などでございますが、これら六つの特別会計で約七七〇億円、交通、水道、病院の三企業を合わせて約五〇五億円、合計で二九四五億円、約三〇〇億円の予算規模です。このように、人口も年々増えてきたり、行政規模が膨らんでまいりますと、そこにいろいろな歪みや問題も出てくるわけです。

それから、鹿児島市の街の歴史を見えますと、最も大きな特徴は、鹿児島市という街は過去三回大きな戦火に見舞われ、その都度ほとんど街の大部分を焼失したということであります。一つは、幕末の生麦事件に端を発した薩英戦争です。イギリスの海軍の攻撃を受けて、城下町が焼きつくされました。二つ目は、明治一〇年の西南の役です。西郷さんが城山に帰ってこられて、そのときに鹿児島街は大きな被害を受けました。三つ目が先の大戦で、終戦の年の六月、七月の空襲で、市街地の約九三パーセントが焼失しました。今日の鹿児島街の骨格は、昭和二〇年から始まった戦災復興事業によってできあがっているところです。そのような戦災復興をだいたい昭和三〇年代までに終わり、四〇年代から鹿児島は

新しい発展への歩みを始めました。そのとき、やはりいちばん先に直面したのが急激な人口の膨張でした。行政としてもこれに対応したわけでありますが、当時は山を削って宅地造成をすることから鹿児島市の新しい歩みが始まったと思っております。そういうことで、非常に急激に住宅団地を造りましたので、当時はこれに対応するアクセス道路がほとんどできていませんでした。これが今日の鹿児島市の街の一つの大きな課題です。これらに対応するために、私どもとしては、新しい住みよい街づくりの施策を進めつつあるわけです。一方、郊外に住宅団地ができたということで、市街地のスプロール化が進みました。中心市街地には、夜の住人が極端に減少しています。例えば、市役所の付近にある名山小学校、山下小学校、城南小学校、松原小学校は、当時の約四分の一度に子供が減っています。どういう形でこれらのスプロール化を止め、中心市街地の活性化を図っていくかということが、これからの一つの課題であろうと思っております。

その他、ゴミの問題があります。ゴミの問題は、市民と最も密接に関係のある行政課題です。そして、生活が豊かになると、一番先に現れるのがゴミの増加です。これにどう対応していくかということがありますが、今日、ゴミの問題はまず第一に、どうしてゴミを減らすか。どうして再利用できるものをリサイクルしていくかという問題、それからいかに効率的なゴミ処理の仕方をやっていくか、こういう三つの大きな課題があります。幸いに鹿児島市は、ゴミを埋める場所、ゴミの焼却工場という面では支障なく行っています。大都会やその周辺地域では、今やゴミはどうにもならないところまでできています。今、東京では、ゴミを青森まで船で運んでこれを処理することさえ考えられています。ゴミの問題は将来にわたって、都市の永遠の課題として取り組んでいくべきことであろうと思っております。

もう一つは、近年、気象が非常に変わってきていることです。平成五年八月六日に、甲突川が氾濫しました。鹿児島では想像もつかない大きな氾濫でした。五石橋にしても、一五〇年間びくともしなかったこの石橋が、一挙に二つも流されるという異常気象でした。従って、今までの街づくりの基本としてきたいろんな基準を根本的に考え直さなければならぬというふうに考えています。例えば、側溝の大きさをどれだけにすればいいかということは、今までの気象データでは



もう間尺に合わない、尺度が合わないということになったわけです。今、私どもは新たな観点からそのことを見直しつつあるところです。いずれにしても、市民の皆さんが街に住みたいという理由には、便利さを求める面もたくさんありますが、最終的に安心して暮らせる災害のないまちであることだと思えます。このことは、今日、私どもにとって最も大きな課題です。

時間がないので、その他の課題等については省略させていただきます。ただ、一つだけ申し上げますと、将来の積極的な方向として、鹿児島島の生きる道は海をいかに活かすか、いかに海とともに栄えていくかが、唯一残された方途であろうと考えています。いま、国、県、市と一緒にあって、この海を活かしたまちづくりを進めているところです。

次に、当面の課題として一つだけ付け加えさせていただきます。それは、今年の四月一日から、鹿児島市は中核市に移行するということがあります。この中核市制度というものは、昨年、政府が地方自治法を改正し、その中で新たに中核市制度というものを創設したところですが、全国で一二の市が今年の四月から中核市に移行することになったわけです。中核市の基準は、その地方における中核的な機能を持った都市、あるいは人口が五〇万以上の都市、そして保健所を自ら持っている都市、この三つを基準にしながらそれに近い力を持った市も中核市として考えていこうと、この中核市制度ができました。中核市には、およそ四七の法律の中の約七七〇の事務が県から移行されることになりました。中核市になるとどういうことがメリットとして考えられるかということを上げると、まず一つは、住民から出されるいろんな許認可申請などの事務が迅速に処理できます。今までは、市で受け付けて、これに市の意見を付けて県に進達し、県が許認可をするという手順になっていましたが、これが中核市に委譲されると、市において最終の処理をするので、迅速に処理されることになるわけです。このように、早く事務処理ができるというのが一つあります。もう一つは、今日まちづくりにおいて、個性のあるまちづくり、あるいはその都市にふさわしいまちづくりというのが言われていますが、このことができていくということでもあります。さらにもう一つは、中核市というものからくるイメージアップが、都市にとっては非常に大きな

力になるであろうと考えています。委譲される事務は、保健、福祉、都市計画などを中心に住民により近い事務が委譲されていくということになるわけであります。

ところで、なぜここ数年、地方分権が強く叫ばれるようになったかについて考えてみたいと思います。昨年、戦後五〇年を迎えました。これまでの五〇年間で振り返ってみると、戦後最初の二〇年、三〇年代は、人々は大変物のない社会の中で、まず生きること、生活することから始まった。単に生活をする、生きるということを求める時代においては、結局全国のレベルをどの地域もおなじようなものに合わせていくことが、当時の行政としての大きな課題であった。従って、国が基準を作って、その基準に合わせた行政を進めていく。鹿児島県の行政レベルも青森県の行政レベルも、福岡県の行政レベルもだいたい同じにやっていた。というのが、当時の地方行政の基本でありました。物がなかった時代、ゆとりのない時代には当然そういうことが基本的な考え方であつたろうと思つております。当時の考え方としては、「乏しきを憂えず、等しからざるを憂う」と、そういうことがその基本にありました。戦後五〇年を迎え、お互い生活が豊かになり、物が豊富になり、そしてまたゆとりを感じ、人々が潤いを求めるようになると、それだけではすまない多様な欲求が出てきます。そして、それぞれの都市がそれぞれの特徴を生かしながら、個性ある行政を進めていく、そのことが求められてきたわけで、このことが今日、地方分権がこのように大きく取り上げられるようになった所以であろうと、私はそういうふうにかけているところです。

これまで申し上げて参りましたように、鹿児島市の行政は、仕事も膨らみ、あるいはまた複雑になってきました。中核市への移行、さらには地方分権が一層進展すると、事務事業はますます増大し、複雑、多様化していくと思われれます。そういう行政活動が膨らみ複雑になってくる中で、それを担う公務員はどうすればいいのか。どういう資質が要求され、どういう姿勢が求められるであろうかということを考えなければならぬと思つています。そのまず第一は、物事を総合的にみる視野を持たなければならない。マクロ的な見方のできる職員でなければならないと思つています。このことは、今日、

市町村行政が単に住民の生活面の事務だけでなく、一つの政策を立案し、政策を実行していく団体が変わったからであります。そのために、職員に対してこのような資質と力が求められるようになってきたと思っております。二つ目は、職員は、先程申し上げたように、法令に基づいて仕事をいたしておりますので、そういう法令に準拠した行政の執行をするという能力を持ち、そういうことを常に行える職員でなければなりません。そしてまた、それに対応できる法的な知識、あるいは処理の仕方というものが求められていくであろうと思っております。民間におきましては、結果が重視されることが多い。しかし、行政においては、結果よりもその過程のなかで違法なことがあれば、どんなに結果がよくてもそれは許されないわけでございまして、そのことが民間と行政の一番大きな違いではなからうかと思っております。

### Ⅲ 法学教育への提言

そこで、いよいよ私が地元の大学である鹿児島大学の皆様方にご期待しているかということについて、二三申し上げてみたいと思います。私はこのお話を引き受けて、市役所に鹿大の法学科の卒業生が何人いるだろうかと調べたところ、現在一二〇名ぐらいおります。例えば、市役所の条例の改廃、条例の解釈、あるいは国の法律等との関係についての仕事に携わっている法制文書係があります。ここには、係長以下四名のスタッフがおりますけれども、三名が鹿大法学科の出身です。また、この係では、ここ二五年間に七人の係長が交替していますが、そのうち六人が鹿大法学科の卒業生です。また、法制文書係だけでなくほかの法令事務を担当する部署でも、ほとんど鹿大の法学科出身の職員が中心的な活躍をしております。そういう意味では、鹿大法学科の卒業生の諸君が市役所で果たしております役割というのは大変大きいものがあると思います。

そこで、私は今回の講演の話がありましてから、この法学科卒業生の中の十数人の諸君に話を聞いてみました。これら

の諸君が母校の鹿大に望むことということで、こういうことを申しておりました。

(1) 大学の社会に対する開放はかなり進んでいるようだが、誰でも気軽に参加できる様な、より市民に、県民に開かれた大学づくりを望む。

(2) 大学での研究・学習の成果を社会において実行する「行動する大学」であってほしい。

(3) 大学が蓄積した高度に専門的、かつ最先端の知識・技術が利用できるシステムづくりを進めてほしい。

(4) 鹿大は、地元にとって、重要な人材輩出の源であるので、地元を見据えた人材育成を望む。

こういうことを皆様方の先輩で、今、市役所に勤務している諸君が私に申しておりました。また、地元の大学で学ぶことができたということに対する感想といたしましては、

(1) 地元で就職し、地元で働いている多くの同窓生との絆のありがたさを痛感している。

(2) 身近なところの各界各層で活躍している同窓生が目標になり、励みにもなる。

など、自分が学んだ大学が、いつも自分の目に入るところにあることの素晴らしさを感じていると申しておりました。

また、地元の大学である母校に対する関心は、いつも失ったことがあります。

そこで私は、先般、別府先生から鹿児島大学法学科の教育改革ということについて、いろいろお話しをいただいたところですが、その教育目標として、地域社会のニーズに適切に対応できる能力、国際交流を積極的に推進する能力、そして多様な情報を的確に理解する能力、こういうことを備えた人材の育成がその教育目標であるというお話しをいただきました。私も大変心強く、また頼もしくお話しを伺ったところでございます。先生のお話しの中にございました、国際化、情報、地域福祉といったキーワードは、私どもにとりまして鹿児島大学法学科と市役所をつないでいく大きな絆でもあると思っております。

ところで、鹿児島というところは日本で一番最初に貿易の開けたところでございます。また、日本で一番最初に文化が

入ってくる場所でもございました。昔は「日本の文化は西から変わる」という言葉がありました。今日ではこの言葉は死語になり、「日本の気象は西から変わる」と、気象の方に置き換えられているような恰好であります。私も、この昔の先達がつくった「日本の文化は西から変わる」ということを、これからの行政におきましても、教育におきましても活かしながら対応していかなければならないと考えているところです。

今日、私どもは国際化という中で、特に東南アジアとの交流ということについていろいろ考えながら、模索をしながら進めています。このことは言うに優しく行うに大変難しい面があります。そういう意味でこれからの鹿児島と東南アジアとの交流というものをどういう形で進めた方が一番いいかと、こういう点についても鹿児島大学において一つの方向を出していただき、これを市、あるいは県で実施していくというシステムができたら大変ありがたいな、と考えているところです。さて、時間がなくてだいたい端折ってお話を申し上げました。書いてきました分の三分の一ぐらいしかお話しする時間がなくて、大変聞き苦しい点があったと思います。

最後に、皆様方にひとこと、市長としてではなく、一人の先輩としてご提言申し上げておきたいと思っております。私どもが、これからいろんなところで活躍していく上で、ややともすると軽視されがちなことでは一番大事なことはなんといっても基礎的な知識であり、これを十分に備えておいたいただきたいということです。人によっては、学校で習ったことは社会では通じない、あるいは必要ないという人もいますが、私はすべての源をなすものは、学校で習った基礎的な知識であろうと考えています。皆さんが、社会に出られました場合、鹿児島大学の法学科卒業生という経歴を見ますと、上司の人たちは、法律のことについては一通りは身につけてきていると評価をするわけです。従いまして、そのような先輩なり上司の一般的な評価と皆様方が入られたときの実際の評価が違いますと、それは皆さんにとって生涯の不幸につながる問題なる場合もあります。そういう意味で、先程も申し上げましたように役所に入ってから、あるいは仕事に就いてから実務を通してそこで勉強すれば事足りるということは大変悠長な考えだと思っております。従いまして、学校にいる間に、基礎的な知

識は十分つけておいていただきたいと考えています。

もう一つは、大学というところは最高の学問を修めるところであると同時に、この高い知識を備えた立派な社会人をつくる場所でもあろうと思っております。知識能力にふさわしい人間性を備える学生生活を送っていただきたいという事を二つ目をお願い申し上げたいと思います。そのような基礎的な知識というもの、あるいは全ての社会に通用できるような人間性を養っておくということがいかに大事かと申しますと、社会に出ますと一〇人いれば一〇人考え方が違います。主義主張も違います。あるいはまたものの解決の方法も違っております。そのように全てが違った人たちの集まりである社会において最も大事なことは、何といっても基礎がしっかりしているかどうかということではないかと考えています。それから、今、市役所に勤務しております皆様方の先輩の諸君に、学生生活で一番悔いの残ることは何であったかということをお聞きしましたところ、もう少しサークル活動等を通じて本当に通じ合う友達をつくっておくべきであったと反省していたようでした。その辺も、皆様方の学生生活の中の参考にしていただければ大変ありがたいと思っております。先程申し上げましたように、基礎知識はしっかり身につけていただきたい。また、それだけではだめで、社会学も身につけていただきたい。そして学問以外でもぜひがんばっていただきたい。大変欲張ったお願いではありますが、そのことをお願い申し上げます。

時間の関係で、非常に端折って申し上げます。もう少し時間にあうような組み立てをしていただければよかったですと後悔しております。大変申し訳なかったと思っております。私は昭和五〇年に市役所の総務部長になり、昭和五二年に総務局長になりました、それから市長になるまで約一〇年間総務関係の仕事だけをやってまいりました。総務の仕事というのは、人事と財政を担当する部署であります。毎年の市役所職員採用試験を通じて鹿児島大学の優秀さ、その中でも特に法学科の皆さんの優秀さは皆さんが考えておられる以上に私はすばらしいものがあると感じていました。そして、市役所の仕事を通じて、その優秀性を実感いたしております。従って、皆様方も鹿児島大学の法学科で学べるということを誇りに思っ

てがんばっていただきたい。そのことを心からお願い申し上げたいと思っております。そして、地元の鹿児島市役所にもたくさんおいでをいただいて、自分の生まれたところは自分の力で新しいものにつくりあげていこうという生きがいのある仕事をしていただければ大変ありがたいと思っております。取り留めのない話になったかもしれませんが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

〈司会 佐野〉

どうも興味深いお話をありがとうございました。国、県、市の関係から始まって、鹿児島市の沿革、それから鹿児島市の市政の中で法律のもっている重要性、さらには市が発展していくと、それに伴うマイナスの面もあるからマイナスの面も十分考慮しながら進めるという話や、あるいは大学に対して、子どもの教育についても貴重なご提言をいただきました。また、学生諸君に対しても一人の先輩として大変有意義なご意見をいただきました。少時間がありますので、この際ぜひ市長さんに何かお聞きしたいという方がありましたら、ぜひ手を上げてください。

〈質問 一〉 法学科4年生

私たちは、大学では、総合的、基礎的な知識を学ぶのですが、実際行政の中に入ったときに、土地収用法とか個別の法的知識が必要になると思いますが、その点の知識を補うために研修など行っておられるのですか。

〈回答〉

市役所の中における研修というのは、大きく分けて二つあります。一つは研修所が行う研修、もうひとつは職場研修です。研修所が行う研修はさておき、今私どもが一番進めているのは、職場研修、自己研修というものです。例えば、外国語の勉強をし、英語を修めるとか、今おっしゃったように、もう少し個別の法律について深めようとかする場合などは、その個別研修を行う皆さんに対して、市の方が場所の提供、講師の提供をしながらやっていただくと、そういうことを行っ

ています。それから私は、特に若い職員が、講師を囲む研修方式ではなく、自分たちが掘り下げたものを持ち寄ってディスカッションの中から一つの方向を見いだしていく、そういう研修をやったかどうかと、若い連中に進めているところですか。

それからもう一つは、職員を毎年一〇名ぐらいずつ海外に研修に出します。長い人は一年間外国に行き、その大学で勉強したり、またその市役所で実務をしながら勉強をせよという。そして帰ってきたらその人が講師になって新しい道を開いていくとか、そういうこともやっています。

それから国の機関、即ち建設省、自治省、厚生省などに、だいたい四、五人ずつ一年間勉強にやっています。これらも非常に職員の質を高めるのに大きな役割を果たしていると思っています。従って、一番大切なことは、これからの優秀な人たちは自らの研鑽によって自分の能力を高めてもらうということだと思っています。そういう意味で、市役所に入って、そういう方向で勉強をし、研鑽をしたいという人にはたくさん道の道が開かれておりますので、そういうことで勉強していただければいいのではないかと思っています。今、若い二〇代位の人は、半分以上は市役所の仕事が済んだ後、何らかの形で研修をしたり、あるいはまた勉強会を開いたりしているようです。大変私はないがたいこと、うれしいことだと考えています。

#### 〈質問 二〉 法学科3年生

先程、市長は中核市になるに従って個性的活動ができるようになるとおっしゃいましたが、鹿児島市における個性とはどのようなものでしょうか。

#### 〈回答〉

鹿児島市の個性は、鹿児島は日本で一番南にあるということがございます。先程申し上げましたように、長い歴史の上で今の鹿児島市があるということ、そして今も鹿児島市のまちには長い歴史が息づいていると思っております。また、先程



申しましたように、戦後、住宅団地の造成その他の開発が進みましたが、まだまだ自然が生きており、残されております。そういうものが鹿児島島の個性だと思っております。さらに、鹿児島にはすばらしい錦江湾という海があります。この海をどのように活かすかということが、鹿児島島の大らかな個性だと思っております。もう一つは、今、人々の心の中から思いやりとか、優しさとか、あるいは人を支えるという心が失われていきつつありますが、まだまだ鹿児島にはそのような心が残されています。それをいつまでも失わないようにしながら、それをまた活かしながらこれからの鹿児島島のまちづくり、風土づくりをしていくことが鹿児島島の個性だと思います。その他、個性といいますが、役割というものは、鹿児島は単なる一つの都市、あるいは市というだけでなく、鹿児島県の市町村をリードしていく役割をもっています。それから南九州の中核的な機能をもっています。これがまた、鹿児島市の個性の一つだと思っています。この辺を鹿児島市のキーワードにしながらまちづくりを進めていくことが大事であろうと考えているところです。